

## 公告

南三陸町生涯学習センター建設事業基本・実施設計に関して、企画提案を公募し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続（公募型プロポーザル方式）を実施する。

平成28年1月18日

南三陸町長 佐藤 仁

### 1 業務名および業務内容

- (1) 業務名 南三陸町生涯学習センター建設事業基本・実施設計業務委託
- (2) 業務内容 南三陸町生涯学習センター建設に係る基本設計、実施設計及び地盤調査業務

### 2 参加資格条件

この公告の公告日において、次に掲げる全ての要件を満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）による指名停止期間中の者でないこと及びいずれの自治体においても指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。かつ、社員（公告日において雇用期間が3か月以上である者に限る。）として構造設計一級建築士及び建築設備士を有し、これらの設計業務も行える者であること。なお、複数者の協定による連合体も認める。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 図書館、公民館又は類似施設の設計及び監理実績を過去10年間で2件以上有し、そのうち1件は延べ床面積が1,000㎡以上であること。

### 3 実施要領、資料等の配布場所

南三陸町建設課

宮城県本吉郡南三陸町字志津川沼田56番地2

※南三陸町ホームページからダウンロードも可能

<http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/>

#### 4 選定スケジュール

平成28年1月18日(月)～1月29日(金)	実施要領・資料配布期間
平成28年1月18日(月)～1月29日(金)	質問受付期間
平成28年2月5日(金)	質問回答
平成28年2月12日(金)	参加表明書提出期限
平成28年2月24日(水)	プロポーザル提案書提出期限
平成28年3月1日(火)	第1次審査(5者程度選考)
	第1次審査結果通知
平成28年3月27日(日)	第2次審査 (プレゼンテーション、ヒアリング)
	第2次審査結果通知
平成28年3月末	結果公表、ホームページ掲載

#### 5 質問の提出期限及び提出方法

- (1) 提出期限 平成28年1月29日(金)午後5時
- (2) 提出方法 所定の質問書に質問事項を記載の上、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。ただし、持参以外の場合は、提出期限までに到着したものに限り。

#### 6 質問への回答

- (1) 回答日 平成28年2月5日(金)
- (2) 回答方法 平成28年1月29日(金)までに参加表明書又は質問書を提出した全ての者に対して電子メールで回答を送信する。

#### 7 参加表明書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 平成28年2月12日(金)午後5時
- (2) 提出方法 所定の書面により、郵送又は持参により提出すること。ただし、郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り。

#### 8 提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 平成28年2月24日(水)午後5時
- (2) 提出方法 所定の書面により、郵送又は持参により提出すること。ただし、郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り。

#### 9 審査の方法等

- (1) 審査は、審査委員会を設置して行うものとし、審査の基準等については、

審査委員会が定める。

- (2) プロポーザルの審査は、2段階とする。
  - ア 第1次審査では、参加表明書及び提案書を提出した者の中から、書類審査により5者程度を選定する。
  - イ 第2次審査では、第1次審査で選定された者からのプレゼンテーション及びヒアリングを踏まえ、最良の提案をした設計者（以下「優秀賞者」という。）及び次点の設計者を選定する。
- (3) 第1次審査の終了後、速やかに、応募者全員に審査結果を通知する。なお、第1次審査の通過者へは、第2次審査の会場、時間等も併せて通知する。
- (4) 第2次審査の出席者は、総括責任者及び意匠担当主任技術者他1名の、計3名までとする。
- (5) 第2次審査において、優秀賞者及び次点の設計者を選考し、結果を第1次審査通過者全員に通知する。
- (6) 審査の結果、講評及び審査経過については、第2次審査終了後、速やかに南三陸町ホームページ等において公表する。

## 10 失格事項

次の事項に該当した者は、失格となる場合がある。

- (1) 参加資格条件等に該当しない場合
- (2) 参加表明書又は提案書の提出が期限より遅れた場合
- (3) 記載必要事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の記載をした場合
- (5) 記載事項に示されている以外の内容が記載されている場合
- (6) 第2次審査におけるプレゼンテーション及びヒアリングの開始時刻に遅れた場合
- (7) 審査委員に対し、審査に影響を及ぼす接触等を行った場合

## 11 契約について

南三陸町は、優秀賞者を優先交渉権者として、随意契約締結に向けた協議及び手続を進めるものとする。なお、優秀賞者との協議が不調となった場合には、次点の設計者を相手方として随意契約締結の手続を進めるものとする。

## 12 問い合わせ先

南三陸町建設課（土木建築係）  
宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地2  
電話：0226-46-1377

ファクシミリ：0226-46-4557

メールアドレス：shogaigakushu@town.minamisanriku.miyagi.jp